各 位

総務省 地デジチューナー支援実施センター (株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 内)

地上デジタル放送の推進のための支援に係るポスター等の変更について(協力依頼)

平素より、地上デジタル放送の推進について御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、総務省では、平成21年度から、経済的な理由で地上デジタル放送に対応できない世帯に対して、地上デジタル放送対応の簡易なチューナー(1台)の無償給付等(以下、「NHK放送受信料全額免除世帯支援」といいます。)を行っていますが、今般、平成22年度内に支援対象を『世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯』に拡大(以下、「非課税世帯支援」といいます。)し、支援を開始することとなりました。

非課税世帯支援の開始に伴い、地上デジタル放送の推進のための支援のポスターやリーフレットを変更することとしました。具体的には、ポスターにつきましては、NHK放送受信料全額免除世帯支援と非課税世帯支援の内容を併記することとし、リーフレットにつきましては、片面にNHK放送受信料全額免除世帯支援を、もう一方の片面に非課税世帯支援の内容を記載することとしました。

つきましては、新たなリーフレット等を送付させていただきますので、ご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、非課税世帯支援につきましては、NHK放送受信料全額免除世帯支援と同様に、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーが、総務省 地デジチューナー支援実施センターとして運営することとなりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

記

1.送付させていただく資料

リーフレット (片面にNHK放送受信料全額免除世帯支援の内容を記載しています。)

参考:実施要領 参考:Q&A

注)上記の資料については、別途、送付させていただきます。

2. 非課税世帯支援の概要

項目	非課税世帯支援	NHK放送受信料全額免除世帯支援
対象	世帯全員が市町村民税(特別区民税を	NHKの放送受信料が全額免除とな
	含む。) 非課税の措置を受けている世	っている世帯
	带	
支援内容	簡易なチューナー(1台)の無償給	簡易なチューナー(1台)の無償給
	付	付
	簡易なチューナーの設置方法と操	アンテナの無償改修 等
	作方法の電話サポート	
支援期間	平成 22 年度~平成 23 年度 (1)	平成 21 年度~平成 23 年度 (1)
必要書類	世帯全員が記載された住民票の写	NHK受信料全額免除証明書
	U	
	世帯全員分の市町村民税非課税証	
	明書	
申込受付期間	平成 23 年 1 月 24 日~平成 23 年 3 月	平成 22 年 4 月 19 日~平成 23 年 3 月
(平成22年度)	31日(2)	31日(2)
問い合わせ先	ታኒ ን 1 ተመ <u>0570-023724 (3)</u>	ታኒ [*]
番号等	9:00~21:00 (土日祝日 18:00 迄)	9:00~21:00 (土日祝日 18:00 迄)

- (1) 平成 23 年度の支援は予算成立が前提となります。
- (2) 申込受付期間 (平成 22 年度) については、12 月 24 日 (金) 15 時以降に報道発表する予定ですので、取り扱いにご配慮をお願いいたします。
- (3) 平成23年1月5日から運用を開始する予定です。

3. 本件に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター 全国統括事務所 西村 電話 03-5217 9103